

## 第193回藤沢市都市計画審議会

日 時 2025年（令和7年）11月28日（金）  
午前10時00分  
場 所 本庁舎6階 6-1会議室

1 開 会

2 成立宣言

3 議事録署名人の指名

4 議 事

議第1号 藤沢市都市計画生産緑地地区の変更について（藤沢市決定）  
議第2号 特定生産緑地の指定について（諮問）  
報告事項1 藤沢市都市マスタープランの改定について

5 そ の 他

6 閉 会

事務局 それでは、定刻となりましたので、第193回藤沢市都市計画審議会を開催いたします。

大変お忙しい中、藤沢市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、開会に当たりまして、計画建築部長の三上よりご挨拶申し上げます。

三上部長 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しいところ本審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の都市計画審議会については、付議案件が2件、報告案件は1件を予定しております。

付議案件につきましては、1件目が生産緑地地区の変更についてでございます。こちらは、8月の審議会でご報告をさせていただいた内容を付議させていただくものでございます。

2件目が特定生産緑地についてでございます。こちらは、生産緑地地区の指定から30年経過するにあたり、その所有者の方が特定生産緑地に移行するか、または継続せず宅地化していくのかの判断をされた中で、令和7年度の特定生産緑地の指定案件を取りまとめましたので、お諮りをさせていただきたいと思います。

最後に、都市マスタープランについてでございます。こちらの改定作業については、継続的にご報告してきておりますが、今回は「素案」の内容をご報告させていただきます。この件については、次回、2月の審議会で「案」を諮問させていただく予定としており、今年度末での改定をめざすスケジュールを組んでいるところでございます。皆様に多方面からのご意見をいただきまして、「案」の作成に向けて参考にさせていただければと思います。

それでは、本日も本市のより良い都市計画のために、ご審議を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、これより改めまして審議会を進めさせていただきますが、本日は齋藤委員、水落委員、稻垣委員、金井委員、秋元委員におかれましては欠席との連絡を事前にいただいております。本日、有馬委員につきましては、公務のため代理出席として山中委員にご出席いただいております。

それでは、次に、本日使用いたします資料等の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

÷ ÷

事務局 よろしければ、お手元の次第に従い、本日の審議会を進めさせていただきます。

次第2、本日の都市計画審議会の成立についてご報告申し上げます。藤沢市都市計画審議会条例第6条により、審議会の成立要件といたしまして、委員の2分の1以上の出席が必要とされております。現在の委員の定数は19名でございます。本日は14名の委員の方にご出席いただいております。したがいまして、本日の会議は成立しましたことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事でございます。

本日は、付議案件2件、報告事項1件となっておりまして、議第1号「藤沢市都市計画生産緑地地区の変更について」、議第2号「特定生産緑地地区の指定について」、報告事項1「藤沢市都市マスタープランの改定について」、以上3件となっております。

事務局 続きまして、会議の公開に関してですが、本審議会は、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としておりますが、会長、いかがでしようか。

高見沢会長 来日も公開しております。傍聴の方はいらっしゃいますか。

事務局 本日は、傍聴の方はございません。

高見沢会長 では、先に進んでください。

事務局 それでは、議事に入りますので、高見沢会長、よろしくお願ひいたします。

高見沢会長 よろしくお願いします。

まず初めに、本日の議事録署名人を指名させていただきます。お手元の委員名簿の選出区分より、市民委員と学識経験のある委員から指名させていただきます。本日は、小川委員、宮原委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご異存がないということですので、お二方にお願いしたいと思います。

高見沢会長 それでは、次第に基づき議事に入りたいと思います。

本日の審議会につきましては、付議案件2件、報告事項1件ということでございます。ご協力ををお願いいたします。

はじめに、議第1号「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議第1号「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」説明いたします。

まず、資料についてですが、お手元の藤沢都市計画生産緑地地区の変更について（藤沢市決定）と書かれた議案書をご覧ください。こちらについては、法定図書となります。添付しております都市計画総括図については、縮小印刷したものとなっております。

資料1については、本日説明する内容を印刷したものとなります。説明についてはスクリーンにて行わせていただきますので、議案書については適宜ご参照ください。

本件については、本年8月の第192回都市計画審議会において報告させていただき、その後、神奈川県知事との法定協議や法定縦覧などの諸手続を経ましたことから、今回、議案とさせていただいたものです。なお、前回報告させていただきました内容から変更はございません。

それでは、スクリーンをご覧ください。初めに、本年8月にも説明させていただきましたが、生産緑地地区制度の根幹となる部分について改めて説明いたします。

生産緑地地区は市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、良好な市街地形成に資することを目的に指定するものです。

なお、生産緑地地区に指定されると、建築行為等の制限がかかるとともに、30年間の営農義務が課せられ、他の用途への転用が原則認められなくなる一方、固定資産税等の税制面で優遇措置や相続税の納税猶予制度の適用を受けられるようになります。

次に、令和7年度の都市計画変更予定案件についてですが、変更予定案件は12か所となります。指定から30年経過による廃止は7か所、約1万1,140平方メートル、農業の主たる従事者の死亡による廃止は4か所、約6,630平方メートル、農業の主たる従事者の死亡による縮小は1か所、約890平方メートルとなっております。

こちらは、藤沢市の市域図に廃止に係る箇所の位置を示しております。緑色で示しているところが指定から30年経過による廃止、青色で示しているところが農業の主たる従事者の死亡による廃止になります。

こちらは、藤沢市の市域図に縮小に係る箇所の位置を示しております。青色で示しているところが農業の主たる従事者の死亡による縮小になります。

続きまして、生産緑地地区の推移についてですが、赤い折れ線が地区数、青い折れ線が面積を表しており、平成4年から今回の都市計画変更

予定の数値をプロットしております。地区数、面積ともに同じ傾向を示しており、平成4年から平成8年までは増加、平成8年以降は減少傾向となっております。令和4年以降は、生産緑地の指定から30年経過による廃止があったことから、減少の傾向が強く表れております。

ここからは、各案件について議案書10ページから始まる計画図の順番により説明をいたします。各案件のスライドには、農地等の所在地、都市計画決定面積、変更理由を記載しております。

まず、箇所番号93について、農地等の所在地は北部第二（三地区）土地区画整理事業区域内C7街区9画地となっており、都市計画決定面積は3,330平方メートル、生産緑地地区の指定から30年を経過したことにより廃止するものです。

こちらが現地の状況です。写真は現地を南西から撮影したものとなっております。

次に、箇所番号238について、所在地は石川一丁目地内、面積は1,880平方メートル、農業の主たる従事者の死亡により廃止するものです。

こちらが現地の状況です。写真は現地を北西から撮影したものとなっております。

続きまして、箇所番号395について、所在地は白旗二丁目地内、面積は1,830平方メートル、農業の主たる従事者の死亡により廃止するものです。

こちらが現地の状況です。写真は現地を南から撮影したものです。

続きまして、箇所番号436について、所在地は辻堂元町四丁目地内、面積は1,300平方メートル、生産緑地地区の指定から30年を経過したことにより廃止するものです。

こちらが現地の状況です。写真は現地を東から撮影したものです。

続きまして、箇所番号489について、所在地は川名字清水地内、面積は500平方メートル、生産緑地地区の指定から30年を経過したことにより廃止するものです。

こちらが現地の状況です。写真は現地を北東から撮影したものです。

次に、箇所番号519について、所在地は鶴沼松が岡五丁目地内、面積は930平方メートル、生産緑地地区の指定から30年を経過したことにより廃止するものです。

こちらが現地の状況です。写真は現地を東から撮影したものです。

次に、箇所番号520について、所在地は鶴沼松が岡五丁目地内、面積は1,780平方メートル、生産緑地地区の指定から30年を経過し

したことにより廃止するものです。

こちらが現地の状況です。写真は現地を南から撮影したものです。

続きまして、箇所番号521について、所在地は鶴沼松が岡五丁目地内、面積は500平方メートル、生産緑地地区の指定から30年を経過したことにより廃止するものです。

こちらが現地の状況です。写真は現地を西から撮影したものです。

次に、箇所番号566について、所在地は下土棚字諏訪ノ棚地内、面積は2,800平方メートル、生産緑地地区の指定から30年を経過したことにより廃止するものです。

こちらが現地の状況です。写真は現地を南西から撮影したものとなっております。

次に、箇所番号580について、所在地は辻堂太平台一丁目地内、面積は940平方メートル、農業の主たる従事者の死亡により廃止するものです。

こちらが現地の状況です。写真は現地を北から撮影したものです。

次に、箇所番号588について、所在地は亀井野字上屋敷添地内、面積は1,980平方メートル、農業の主たる従事者の死亡により廃止するものです。

こちらが現地の状況です。写真は現地を南西から撮影したものです。

次に、箇所番号634については、生産緑地の指定区域を縮小するものであり、黄色で示している部分を廃止するものです。所在地は亀井野字不動前地内となっており、面積は現在の4,060平方メートルから3,170平方メートルへ変更するものです。変更理由は、農業の主たる従事者の死亡により縮小するものです。

こちらが現地の状況です。写真は現地を西から撮影したものです。

続きまして、こちらは議案書4ページの新旧対照表でございます。本市全体で、面積は約83.3ヘクタールから81.5ヘクタールへと減少し、箇所数は451か所から440か所になり、昨年度から1.8ヘクタール、11か所の減少となるものです。

次に、議案書5ページの経緯書でございます。平成4年の当初決定から昨年度の都市計画変更、また、今年度の変更の経緯を記載しております。本年8月の都市計画審議会において取組状況等について報告をした後、神奈川県知事との法定協議を行い、県知事から異存なしとの回答をいただいております。この法定協議の結果を受け、都市計画法に基づく案の縦覧を行ったところ、縦覧をされた方は1名、特に意見はございませんとの意見書を1通頂いております。なお、経緯書の全文については、

議案書に記載しているとおりでございます。

次に、議案書8ページの都市計画を定める土地の区域でございます。今回、都市計画変更を行う箇所の所在地を記載しております。今回、追加する部分ではなく、削除する部分としては3地区、変更する部分としては7地区となります。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。本日の審議会においてご審議をいただき、答申を得ましたら告示を行い、都市計画変更の手続を完了したいと考えております。

以上で議第1号「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

高見沢会長

ありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

形式上の話で申し訳ないのですが、意見書が1通あるというので、どんな意見かなと思っていたのですが、意見なしという意見書、これは意見書と判断できるのですか。

事務局

内容自体は、意見はございません、異論はございませんという趣旨でございます。私どもとしては、賛成するものも意見書という形で扱っております。

高見沢会長

意見がないという意思の表明であるということでよろしいでしょうか。

事務局

そうです。

高見沢会長

分かりました。

梶田委員

もう既に建築等の行為が行われている場所もあるかと思いますけれども、基本的には住宅に変更されているような状況なのでしょうか。

事務局

住宅や共同住宅というような土地利用が図られているところもございます。また、中には、これから土地利用を考えていくような状況で、継続して農地として利用しており、建築行為にはまだ至っていないというような状況のところもございます。

福岡委員

1点質問ですが、この資料の地図の中の黄色は解除予定の地区ということですけれども、黒い四角は生産緑地の地区ということでよかったです。凡例がなかったため、確認です。また、議第2号と併せてのほうがいいのかもしれません、生産緑地が大体100件、18ヘクタール、ここ数十年で減少しています。どこの都市計画審議会でも同じような議論はありますが、それらを今後どのように改善していくかという方策や、営農を促進するための支援など、藤沢市として方策をとらないと、

どんどん消えていくと思います。前回も質問させていただきましたが、どのような戦略をお持ちかということをお話しいただければと思います。

事務局 まず、1点目の黒い太線の部分でございますが、既存の生産緑地を示しております、変更にかかる生産緑地を表示しているものでございます。また、2つ目のお話につきましては、特定生産緑地のご説明の後に、またお話をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

高見沢会長 ほかはいかがでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたようですので採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議第1号「藤沢市都市計画生産緑地地区の変更について」、審議会としまして、意見は特になしということで原案どおり可決することによろしいでしょうか。ご異議のある方は举手をお願いします。

( 異議なし )

高見沢会長 それでは、ご異議がないようですので、特になしということで可決することといたします。

÷ ÷

高見沢会長 それでは、次に、議第2号「特定生産緑地の指定について」、諮問案件として、これは審議会の意見を聞くという形のものでございます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議第2号「特定生産緑地の指定について」説明いたします。まず、資料についてですが、お手元の特定生産緑地の指定について(諮問)と書かれた議案書をご覧ください。こちらについては、指定一覧表、総括図、指定図で構成されております。

資料2については、本日説明する内容を印刷したものとなります。説明についてはスクリーンにて行わせていただきますので、議案書については適宜ご参照ください。

それでは、スクリーンをご覧ください。初めに、特定生産緑地制度について説明いたします。特定生産緑地制度は、指定から30年を迎える生産緑地地区を特定生産緑地に指定することができる制度となります。今回は、平成7年に指定した16か所の生産緑地が30年を迎えるため、特定生産緑地指定の対象となります。特定生産緑地に指定されると、生産緑地地区に課せられている営農の義務及び市に対して買取り申出ができるまでの期間が10年延長されるとともに、固定資産税や相続税における税制上の優遇措置が継続されます。一方、指定から30年を

迎えた生産緑地地区を特定生産緑地に指定しない場合には、いつでも市に対して買取り申出をすることができるようになりますが、固定資産税、都市計画税は段階的に宅地並みに引き上げられます。また、次の相続発生時には相続税の納税猶予を受けることができなくなります。

続きまして、特定生産緑地の指定について説明いたします。指定から30年を迎える生産緑地地区については、特定生産緑地に指定することができるようになります、その指定については、生産緑地法に基づく位置づけを行い、既に決定されている生産緑地地区の効力及び制限が10年延長するものとなります。したがいまして、指定するに当たっての都市計画決定は不要となります、生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき本審議会に意見を聴いた上で、特定生産緑地に指定するため、諮問させていただくものです。

次に、特定生産緑地の指定基準について説明いたします。生産緑地として30年間適切に肥培管理がされている農地を、これまでと同様に良好な都市環境の形成を図るものとして定めた基準でございます。指定基準は大きく3つに区分しており、生産緑地の指定基準と同様となります、指定基準3の農林漁業継続可能条件において、生産緑地については30年以上の営農義務が課せられていますが、特定生産緑地の場合は10年以上の営農が可能と判断されるものとなっております。これらの条件を満たすものを特定生産緑地に指定することとしており、今回、特定生産緑地に指定予定の生産緑地地区につきましても、現地調査を行い、指定基準に適合していることを確認しております。

次に、特定生産緑地指定の対象について説明いたします。今回、指定するのは、平成7年12月26日指定の生産緑地地区でございます。生産緑地地区の指定から30年を迎える日のことを特定生産緑地の申出基準日と言いますが、特定生産緑地の指定は、この申出基準日の前に行わなければならないこととなっております。平成7年12月26日に指定された生産緑地地区については、申出基準日が令和7年12月26日であることから、当日までに特定生産緑地の指定を行う必要があります。

今回の特定生産緑地指定の意向について説明いたします。先ほどご説明いたしました16か所の生産緑地のうち、1か所、約0.1ヘクタールについては、平成4年指定の生産緑地を所有する方を対象に、できる限り1度の手続で完結していただけるよう、先行して令和3年に意向を確認した上で特定生産緑地への指定が済んでいるものです。今回は13か所、約1.5ヘクタールを特定生産緑地に指定する予定としております。

す。2か所、約0.1ヘクタールについては、所有者の意向により特定生産緑地に指定しないことを確認しております。

続いて、こちらは、今回、特定生産緑地に指定を予定している13か所の指定案の内容となっており、議案書と同様のものでございます。特定生産緑地が原則として筆ごとに指定されるものであることから、表は筆ごとの記載としております。備考欄に表示した数字につきましては、これから説明するスライドに表示した番号と連動しております。

こちらは、指定を予定している特定生産緑地の図面番号と位置を示した市域図となります。

ここからは、特定生産緑地の指定について箇所別に説明させていただきます。今回、全ての箇所において書類に不備がなく、先ほど説明いたしました3つの指定基準に適合しております。現地確認の際においても適切に肥培管理されていることが確認できたため、指定を行うものとなります。

まず、こちらは箇所番号582及び583の指定図であり、指定箇所の周辺を切り取り、拡大したものとなっております。なお、図面番号は、先ほど説明いたしました指定一覧表及び市域図に示した図面番号と連動しております。凡例のとおり、ピンク色で塗られている図の箇所番号582及び583が特定生産緑地に指定する予定の区域となります。

箇所番号582の現地の状況ですが、北部第二（三地区）土地区画整理事業区域内にあります。事業が実施中であるため、現状、図の青線の箇所である仮換地先にて営農しておりますが、赤線の箇所である従前の土地を指定するものです。

こちらが箇所番号582の現地の状況です。

続いて、箇所番号583の現地の状況ですが、こちらも土地区画整理事業区域内にあります。事業が実施中であるため、赤色の箇所である従前の土地を指定するものでございます。

こちらが箇所番号583の現地の状況です。

続いて、こちらは箇所番号124及び132の指定図であり、指定箇所の周辺を切り取り、拡大したものとなります。ピンク色で塗られている部分が特定生産緑地に指定する予定の区域となります。

こちらは、箇所番号124の現地の状況です。土地区画整理事業区域内にあり、事業が実施中であるため、現状、図の青色の箇所である仮換地先にて営農しておりますが、赤色の箇所である従前の土地を指定するものです。

こちらは、箇所番号132の現地の状況です。

続いて、箇所番号136、138及び181の指定図となります。

こちらは、箇所番号136の現地の状況です。

こちらは、箇所番号138の現地の状況です。

こちらは、箇所番号181の現地の状況です。

続いて、箇所番号585及び586の指定となります。

箇所番号585及び586の現地の状況です。土地区画整理事業区域内にあり、事業が実施中であるため、現状、図の青色の箇所である仮換地先にて営農しておりますが、赤線の箇所である従前の土地を指定するものです。

こちらは、箇所番号585及び586の現地の状況です。

続いて、箇所番号587の指定図となります。

こちらは、箇所番号587の現地の状況です。

続いて、箇所番号589の指定図となります。

こちらは、箇所番号589の現地の状況です。

続いて、箇所番号590の指定図となります。

こちらは、箇所番号590の現地の状況です。

続いて、箇所番号592の指定図となります。

こちらは、箇所番号592の現地の状況です。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。今回、指定対象とした平成7年指定の生産緑地地区については、本日、本審議会に諮問し、答申をいただきましたら、指定の手続を完了する予定でございます。

以上で、議題2号「特定生産緑地の指定について」説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高見沢会長

ありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、ご意見やご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

福岡委員

ご説明ありがとうございました。12ページ目の583番の農地に関して質問があります。こちらの写真から拝見するに、営農がされている状態というのがあまり確認できませんでしたが、これは、今、仮換地上の営農しているところの写真ではなくて、583の赤枠の中の写真ということだと思います。こういった営農状況というのは、多分、委員会のほうでチェックをされていると思いますが、どういった見解でしょうか。あとは、このような特定生産緑地への移行に際して、買取りの申出の話の前に相談とか、かなり迷われて、解除も含めて何回か相談しながら最終的に決断に至るということがあると思いますが、その支援状況と

か支援体制みたいなことについても、教えていただければと思います。

事務局

まず、今の583番については、土地区画整理事業の区域に入っています。仮換地先が未整備であり、従前の土地も道路を築造する工事を行っており、従前地と仮換地先の両方とも使えない状況になっているというのが現状でございます。そのため、現状、営農したくてもできない状況であり、事業の都合で、営農できていないという状況になっております。

2点目ですが、特定生産緑地に移行する方々に対しましては、市のほうから、まず、書面でお知らせという形で連絡をさせていただいております。そこで、営農していただきたいという意図も込めまして、特定生産緑地への移行という手続がスムーズになるように取り計らっているところでございます。実際に、生産緑地の買取り申出自体は、本人のご意向はもちろん、農家というものの自体が家族経営で行っておりますので、なかなかそこに市では踏み切れないところはございます。買取り申出をご希望される方につきましては、その意向自体は尊重していくため、ご意見にあったような支援という具体的なものではございませんが、できるだけ特定生産緑地に移行するような形でご案内をしていきます。

塚本委員  
事務局

先ほどの議題1号での質問についても、回答をお願いします。

最初にご質問いただいた件でございますけれども、農地自体に関しては、私どもは農政部局とも意見交換をしながら進めているところでございます。その中で、私どもの計画ではございませんが、農業振興基本計画というものがありまして、意見交換の中では、やはり担い手の確保の難しさや土地の確保の難しさがございました。現在、どの産業にも言えるように、人手不足、そして、農家における後継者不足は深刻な問題であるというのは当然理解しているところです。その中で、生産緑地に特化して何かをするという支援策がまだ具体的には出させていないのが現状でございます。

そのような中で、都市計画部局として、まず、やるべきこととしては、農地としてより使いやすいような基盤整備をしていくという観点と、そして、買取り申出が出た際には、買い取るべきところはしっかりと買い取り、都市計画事業を進めていくといったところに、軸足を置くべきではないかと考えているところでございます。

高見沢会長  
梶田委員

ほかはいかがでしょうか。

先ほどの周知についてですけれども、今回、平成7年で、来年は8年、9年ということですが、何年前にその周知を行っているのでしょうか。

そのあたりの状況を教えていただきたいです。

事務局 1年前に行うようにしております。(※注)

※注 特定生産緑地への移行に伴う周知時期の回答内容について、誤りがありましたので訂正します。 誤)「1年前」→正)「2年前」

梶田委員 以前、平成7年度は令和3年に指定しているというのが1件ありましたが、これは平成4年のものとセットになっていたというところですか。

事務局 複数農地をお持ちの方ですと、令和4年で30年を迎えるものと併せて、移行の確認をさせていただいている。事務の手続上で協力していただいているという考えです。

梶田委員 分かりました。ほかの市町村は2年前とか3年前とか、事前にお知らせするところもありますので、なるべく移行していただくならば、その辺りも検討したらいいのではないかと思いました。ありがとうございます。

塙本委員 直接に関わることではないので、最後でもいいと思っていたのですが、最近、特に気候変動で短期的に集中豪雨があるような状況の中で、生産緑地から土が流出して、道路や側溝、雨水まさにたまってしまうという現象が多々見られていて、近隣住民からもクレームが出ています。まず、そういうことが何十年も前と比べると少し多くなっているとは思うのですが、せめて何らかの対応の必要性とか、指定する所管課として、どういうふうに思われていますか。

事務局 土砂の流出につきましては、やはりそういったご意見は近隣の方からいただいております。また、農地に由来する臭いや砂ぼこり、そういうところもお話をいただいております。指定権者としましては、土砂が流れないようにするというのも基準のうちの一つとして設けております。また、一方で、指定から時間が経過していくに当たって、当初指定した基準が守られないような状況に至るということも考えられると思います。そういうことにつきましては、頃合いを見まして、営農状況の確認もパトロールという形でさせていただいておりますので、その中で、しっかりとした土砂の管理も含めてお話をしていく体制をとっています。

塙本委員 農地法の縛りがあるので、義務づけすることができないという状況がありますよね。しかし、農地法の第30条には指導改善命令についてもうたわれております。土砂の流出だけではなくて、耕作放棄状態で、雑草等が生い茂っていて、火事の問題だとか、そういう危険性が本当に高まっているということが前提だと理解しますが、結局、お願いベースで

対応をするしかないという状況ではあるわけです。例えば、独自に条例をつくって網をかけることも難しいわけですが、生産緑地に指定するタイミングや特定生産緑地に移行する際の意向確認のタイミングなど、節目節目で条件づけをするなど、ただお願いするだけではなくて、その動機を促していく、そういうことはやっても良いと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

繰り返しの部分はございますが、土砂の流出に配慮するべきというところが、指定基準にございます。ご指摘をいただいたように、例えば特定生産緑地の指定に際して改めて確認するなど、対応を行っていく必要があると思います。一方で非常に難しいのが、あまり厳しくし過ぎたときに、特定生産緑地に移行する気をそぐことに結びつくのも、難しい問題だと思いますので、いただいたご意見を参考にしながら、どのような運用の方法が最適なのか、探っていく必要があるかと考えております。ありがとうございます。

高見沢会長

小川委員

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

今回、公募で2期目の任期を務めさせていただきますが、生産緑地がなくなっていく報告をずっと受けてきました。市で買い取るということはできるけれども、買われていた事例はあまり見ていないような気がします。生産緑地と緑地は違うと思いますが、都市の緑の地区というのは、我々が生きている間、必ず減り続けているということのように思います。農地あれ、緑地あれ、それを何らかの方法で増やすという方向には、藤沢市の都市計画というのは一切向かないのでしょうか。

事務局

実際、その都市の中における緑地というものには様々種類がございまして、生産緑地というのが全てではないとは捉えております。そんな中で、根幹となる緑は生産緑地ではない部分に多くあり、そのようなところは別の手段を用いながら確保していくということになっております。生産緑地も、当然、藤沢市としては保全していきたいという考え方でおりますが、非常に難しいのが個人の事情が多分に入ってくる点です。その中で買取りというものをどれほどにできるのかどうかが非常にバランスの難しいところでございます。そのため、決して減少していくところを甘受しているというわけではなく、まずは保存すべきところにはしっかりと手当をしていくということを原則として考えております。

高見沢会長

福岡委員

ありがとうございました。

塚本委員のご意見や、小川委員のご意見に重ねてとなりますが、私は横浜市の農政と少し関わりがあり、横浜市は斜面地の農地が多いので、やはり住宅地に土砂が流れ込んだりする課題があります。側溝をつくつ

たりしても、すぐ目詰まりしてしまい、なかなか調整池をつくってもうまくいかないということで、農家が耕すときに、少し深耕できるプラソイラーというブレードをつけ、地中に水を涵養するような形で営農する支援みたいなことも少しやり始めていますけれども、農家は基本的に生産が第一で、水の涵養機能とか、暑熱緩和とか、生き物の話というのは、あまり興味がありません。どうやったらおいしいものがよりよくできるかみたいなことに興味がおありになるかなと思います。

例えば、水が涵養できるとか、周辺の緑地との関係で、生き物の観点でもう少し伸ばせるとか、社会的な価値が持てそうだとかということを、生産を目的とした農地から少し引いて、緑部局とも協働いただきながら考えていくと、農地の位置づけを多面的にきちんと検証することで、これらは少しでも食い止めることができるかなと思います。そういったインベントリ的な検証事業も必要かと思いますし、生産だけを目的に、そのことだけでいってしまうと行き詰まってしまいますので、少し引いて、そういう性能を考えていくという視点も大事かなと思います。

事務局

御意見いただいたように、もうちょっと広い視点や別の視点、そのようなものも持つようにしていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

高見沢会長

では、相澤委員、お願ひします。

相澤委員

買取り申出が出たときに、府内での情報共有というのはどうされているのでしょうか。やはり他の事業の進捗に合わせた形での情報共有をしておいたほうが、そのセクションや都市施設だとか、いろんな代替の問題もあると思います。その中で、どのような情報共有をされているのでしょうか。それから、買取りが少ないということで、その買取りの価格というのは、お話しできるところで結構ですが、どのようなことになっているのでしょうか。それが買取りできない状況にもつながっているのかなと思いますので、その辺をお聞かせいただければと思います。

事務局

まず、買取り申出が出た際には、道路や公園を整備する事業課に対して情報提供を行っており、市として買い取るべき土地なのかどうかということを照会しているところでございます。ただ、その中でも、各事業課で力を入れていきたい路線や公園はございますので、そういったところは事前に確認をしているものでございます。例えばそのような中で事前に相談が来た際には、個人情報の観点には十分注意する必要はあると思いますが、できるだけ早期に情報を共有していくというような考えで進めているところでございます。

2つ目の価格については、生産緑地が農地であるために価格を低く買取るわけではなく、宅地として不動産鑑定をかけた上で価格を決定して、買取りに対しての交渉や協議をさせていただいている。

あと、一つ補足ですが、先ほどの公園や道路の部署に関しては、都市計画審議会でもご意見いただいておりますので、事前に毎年照会をかけるようにしております。まず、都市計画課として、ここは生産緑地は特に買取るべきものだということを関係部署にご照会をし、それに対して回答をいただき、各部署の買取るべきところを把握しております。それがこの先、特定生産緑地になると10年で次の判断が出てくるので、その判断が来るときに、しっかりと市としても買取るべきものは買取っていきたいという意思が毎年確認できるように、年に1回、そういう各課との連携という形で情報共有をしております。

相澤委員

高見沢会長

事務局

高見沢会長

事務局

高見沢会長

ありがとうございます。

都市計画課でここは買取るべきだと言つて照会したと聞こえましたが、相手から聞いているのか、都市計画課から依頼するかたちになっているのか、どちらでしょうか。

発信は都市計画課からしております。例えば、公園の誘致圏域250メートルに入っていないところの生産緑地や都市計画道路が当たっている部分などに関して、都市計画課としては、全部買取るというのが一番ありがたいですが、特に都市計画の実現のために買取ってほしいというところを都市計画課から照会をして、関係各課から意思確認をさせていただいているというような取組をしております。

都市計画課の意向だけあって、想定していなかった相手方から実はこういうのを買いたいというのは出てこないということでしょうか。あるいは、ここは無理だけれども、こっちはもうすぐ事業化するので、ここはどうかとか、そういう相互の情報が出てきて、それが共有されているのでしょうか。

相互に意思疎通は当然行っております。ただ、どちらか一方が買取りを希望しているもの、特に対象としては、当然、全部のものを対象としているのがまず大前提としてございますので、そのような中で共通認識を持てたものについて、都市計画施設というものを明確にしているというところでございます。

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

私からも1点、福岡委員、いつも具体的な情報を提供していただいてありがとうございます。関係すると言えばするかもしれないのですが、感触を伺いたいと思いまして、決して生産緑地を解除すべきであるとい

う論ではなくて、藤沢の今の状況はどうかお聞きしたいということです。

当初指定から30年たって解除する量が多くなってきたということになりますが、そもそも振り返ってみると、1990年に住宅価格の高騰とか、資材の高騰とか、インフレだとか、そういう議論というか社会状況になってきました。当時はもっと激しく、サラリーマンが住宅を買えないのではないかというような話があり、それに対応して、その都市内の農地を吐き出させるというか、宅地需要を賄えるように、言い方は悪いですけれども、農家さんに踏み絵をして、あなたは本当に営農をするのか、持っているだけなのか、どちらかにしろということで生産緑地というのを決めて、宅地を吐き出させて、価格を下げようという理屈の下にできたのが生産緑地制度だったと改めて認識しました。都市内緑地は必要であり、重要であるということは、私も基本的には思っていますが、物事というのは相対的なものなので、今、東京などでは非常に億ションが多くなるなど、住宅難という状況です。

そこで、藤沢市の状況をお聞きしたいのですが、藤沢は大分離れているし、そんなに住宅難という感じはなく、住宅価格もそんなに上がっていないうため、宅地を生むために農地を吐き出すなんていうことはなくて大丈夫という感じでしょうか。それとも、近いスパンで見ると、どうも非常にきつくなってきていて、市街化区域内農地を解除するということ自体に何か圧力が増している状況なのでしょうか。緑は大切だという理念もあるし、そんな宅地需要の逼迫ということもないし、全然大丈夫ですという状況なのでしょうか。需給関係というか、その辺りをどう思われているか教えてほしいと思います。

三上部長

生産緑地については、会長からお話をいただいたように、もともとバブルの頃、全国的な住宅等の状況は今の状況と近いところもございました。その中で、当時の市街化区域内には農地なのか分からぬような状態の農地も多くあります。踏み絵という表現もございましたが、税制の問題等も含めて、宅地にするのか否かを判断していただき、一気に宅地化をして市場に出したという経緯がございました。しかしながら、制度化できたのが平成3年頃ということで、バブル崩壊の後になってしまい、実際には狙い通りには機能しなかったという事実もございます。

現在の状況といたしましては、やはり、投機的なマンションの立地が問題になってございまして、特に都内では物凄い勢いでマンションの価格の上昇が続いている。その中で、藤沢市の状況についても、継続的に確認しておりますが、こちらは緩やかな上昇で、都心とは全く異なる

状況ではございます。一部、投資家向けのマンションも散見されではおりますが、それほど土地を急ぎ宅地化しなければいけないというような状況ではないと思っています。

都市計画的にも、この生産緑地の制度について方針を大きく変える考えはございませんし、バブルの頃のように宅地化農地として扱っていくという観点もございません。むしろ現段階においては、例えば、第一種低層住居専用地域などでは人が住む機能に特化した用途になりやすいため、そういった場所における複合的な用途として、様々な機能を持つ農地をしっかりと残していくということに軸足を置いていることは間違いないございません。

その一方で、先ほどからのお話にもありましたように、農地を所有している方の意向が圧倒的に大きくなるのはもちろんでございまして、補助金等の農業施策としての支援策では到底手当ができないほど、宅地化した際の金額は圧倒的なものがございます。加えて、農業には当然ながら労働が伴いますので、選択肢として、宅地化するという方向に流れてしまうのもやむを得ない部分であると考えています。

都市計画としては、先ほど担当からお話ししたとおり、買取りの申出があった際、都市構造を守っていくための三大谷戸等に関連する農地、福岡委員からもご指摘のあった緑地の塊として関連するような農地も含め、都市計画からも働きかけ、買取りを進めています。それとは別に、事業課では事業を行うために必要な土地として、買取りの申出に対応していくということで、双方の考え方で進んでいる状況でございます。

現在は、この手法で守っていくというところまでを研究をしており、また、庁内との連携で話を進めているという状況ではございますが、過去のバブルの頃のような宅地化を望んでいることはございませんので、よろしくお願ひいたします。

今のご説明をお聞きして大分安心しました。農地側もそんなに農地を手放すような機会が増えているわけではないとすると、もう少し踏み込んで、先ほどの福岡委員のアイデアも一つだと思います。政策的にどういう守り方をするかというのも、より明確にしつつ、手段として講じる方策を検討していい時期ではないかと思います。いつもこういった議論になりますが、政策としても攻めるというか、守りをより強くできる余地があるのではないかと、個人的な感覚ですけれども、感じました。ありがとうございます。

高見沢会長

今の話と関連する内容で、藤沢市側の立場に立って言うわけではない

相澤委員

のですが、今、藤沢市の都市計画事業を含めてプロジェクトを見てみますと、湘南台から慶應義塾大学までの健康と文化の森、そして、新産業の森という名前をつけるぐらいの事業があります。これも緑地割合が大変多いということで、通常の分譲の団地とは違うような感覚を私は持っております。そういう意味で、森という名前を使っているわけですから、森というものにふさわしいようなまちづくりになっていくのではないかと感じております。

高見沢会長

総じてメリハリというか、特徴が重要だと考えているという議論が共通してあったと思います。

ほかにいかがでしょうか。

塚本委員

大きな話ですが、我が国は全体的に人口減少時代に入っていますので、結局、自然に淘汰されていくという状況の中で、本市は微妙に人口が伸びているということで、いわゆる社会的要因がそこに働いており、転入者が超過しているため、人口が少しづつ伸びている状況です。ということは、やはりまちに活気と魅力というものを一定程度戦略的に担保していくかないと、人口減少時代にのまれてしまうという状況になるわけです。そういう意味において、良好な人口流入を目指すための施策というのは、これまでよりも力を入れていかなければいけません。

その意味においては、生産緑地の宅地化ということは、一つの切り口だとすると、宅地化に振れてもありがたい話ではありますが、ただ一方で、まちの良好な環境を保つという意味においては、しっかりと緑も担保していくかなければならないということでバランスを取ることが必要です。一方で、藤沢市の都市能力活性化、活力をこれからも維持していくためには、計画的な土地開発というものをやらなければならないわけです。そういう意味においては、例えば村岡新駅周辺とか、先ほどあつた慶應義塾大学の北部の開発だとか、そういったものをバランスよく進めながら、過度に傾いた施策ではなくて、今言ったような課題を持ちながら、バランスを持って政策を打っていく必要があると思います。したがって、この生産緑地を極端に何かするというような状況にはないと思います。

高見沢会長

ありがとうございました。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見が出尽くしたようですので、まとめに入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議第2号「特定生産緑地の指定について」、審議会としまして、これは特に意見なしということでおろしいでしょうか。これについてご異議のある方は挙手をお願いいたします。

( 異議なし )

高見沢会長 ありがとうございます。それでは、異議なしということで、審議会からは意見なしとさせていただきます。

高見沢会長 それでは、次に、報告事項に移ります。報告事項1「藤沢市都市マスター プランの改定について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項1「藤沢市都市マスターplanの改定について」  
ご説明いたします。

まずは、資料3－1の2ページ目をご覧ください。まず、これまでの取組状況をご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。今回の改定に向けては、本審議会での報告のほか、藤沢市都市マスターープラン策定協議会や藤沢市都市マスターープラン改定庁内調整会議を設置し、ご意見をいただいております。これら会議での意見を踏まえまして修正を行ったものが本日の素案の案というものになっております。

4ページをご覧ください。また、併せて市民の方々の意見などの把握も行っております。市民意見等の把握を行った団体などは、ご覧いただいている記載のとおりでございます。

5ページをご覧ください。この後、本計画の素案のご説明をさせていただきますが、その前の段階といたしまして、前回、本審議会でいただいたご意見への主な対応をちょっとご報告させていただきたいと思います。

6ページから7ページをご覧ください。いただいたご意見のうち、記載内容などが大きく変わったものを中心に記載しているところでございます。いただいた意見といたしましては、本計画の位置づけにおいて、分野別計画などの言葉の定義、こういったものを整理すべきではという意見をいただいております。また、自立するネットワーク都市の説明に関するご意見、スポーツに関する内容、こういったものを強めていくべきではというようなご意見、また、都市プランのひとつつながるまちづくりというものを分かりやすくするべきでは、そして、進行管理における指標の設定に対する意見などをいただいた次第でございます。後ほどこれらに対応するどのようなことにしたのかというところもご説明したいと思っております。

8ページをご覧ください。前回審議会からの主な変更点をご説明いたします。

9ページをご覧ください。本審議会における諮問に向けた進め方について

きましては、これまでの取組を踏まえ、様々な意見を集約、精査検討を行い、素案を取りまとめてまいりましたので、今回ご報告させていただくものでございます。図などの変更はございますけれども、計画書としての体裁や見せ方、こういったものを整えたものでございまして、もともとの基本的な考え方や方針が変わるものではございません。次回はパブリックコメントなどの意見を踏まえた案をお示しし、諮詢をさせていただくといった考えであります。

10ページをご覧ください。前回審議会からの変更点についてご説明いたします。前回お示ししました検討のためのたたき台から計画書としての形式とするために構成の整理を行い、都市ビジョンを分かりやすく伝える工夫、「つながる」「つかう」「みがく」、このキーワードの構成の整理と図による可視化、そして、章構成の整理を行っております。また、併せて全体的な言葉のレベル感の統一として、記載内容の方向性の統一や、伝わりやすさを高めるための整理、こういったものを行っているものでございます。そして、本審議会を含めまして各種審議会などからいただいた意見に対する対応を行ってきたというところでございます。

11ページをご覧ください。先ほどお示しいたしました主な変更点について、該当箇所を本計画の構成と対照としたものでございます。次のページ以降、新と旧を比較する形で変更内容をお示ししております。

12ページをご覧ください。1点目の都市ビジョンを分かりやすく伝える工夫といたしまして、自立するネットワーク都市について、本審議会や策定協議会からの目指すものがどういったものなのかを具体的に示したほうがよい、こういった意見をいただいております。記載内容を精査するとともに、自立するネットワーク都市が意図することを中段の枠内に記載しております。

13ページをご覧ください。2点目の「つながる」「つかう」「みがく」の構成の整理と図による可視化、こういったものを行っておりまして、本審議会や策定協議会からの「つながる」「つかう」「みがく」の取組が、これは後の構成でも出てまいりますけれども、軸を一つ通したような構成とすることで、視覚的にも統一したほうがよいというようなご意見を踏まえまして、都市ビジョンの実現のポイントの図について、次のページにあるプランやプロセスでも統一した表現としているところでございます。

14ページをご覧ください。本審議会や策定協議会のほうから、ひとつつながるまちづくりの方針を分かりやすく示したほうがよいとのご意見を踏まえまして、ひとつつながるまちづくりを「+α」という表現

から0という表現に改めまして、6つの方針の基本となる方針と位置づけております。こちらについては、また後ほどプランの説明のところで触れたいと思っております。

15ページをご覧ください。ご説明したとおり、プロセスについてもつながりを表現した図を用いたものでございます。

続きまして、16ページをご覧ください。3点目の章構成の整理といたしまして、将来都市構造については、本審議会や策定協議会からの将来都市構造図は最初のほうに示したほうがよい、また、各構成要素にも図を添えたほうがよい、こういったご意見を踏まえまして、構成を見直したものでございます。

続きまして、17ページをご覧ください。将来フレームにつきましては、策定協議会から防災に関するフレームを追加したほうがよいといった意見を踏まえまして、被害のエリアを拡大させない、被害の数を増やさないという観点での防災の項目を追加しております。

18ページをご覧ください。13地区プランにつきましては、共通方針の位置づけを都市プランの方針と同等の記載レベルとしたほうがよいなどの意見から構成を見直しております。

以上で資料3-1の説明を終わらせていただきます。

続きまして、藤沢市都市マスタープランの素案についてご説明させていただきます。資料3-2をご覧ください。説明につきましては、かなり全体のボリュームがございますので、内容には触れつつも、要点を絞った説明とさせていただきます。

まずは、5ページ目をご覧ください。藤沢市都市マスタープランの役割と位置づけでございます。(1)藤沢市都市マスタープランの役割でございますけれども、記載のとおりでございます。(2)藤沢市都市マスタープランの位置づけにつきましては、本審議会にいただいた意見といたしまして、個別計画などの言葉の説明を加えたらどうかというご指摘をいただいております。これに対しましては、現行計画の体系を基本としつつ、本市の各分野における着実な取組の推進のために定められた個別計画や都市マスタープランの都市づくりの方向性を分野ごとに具体的に定めた分野別計画との関係性が分かるように、体系図に各計画を記載しているというところでございます。

6ページから7ページをご覧ください。社会の展望といたしまして、2050年の社会を展望しております。ひとやライフスタイルや環境や社会、また、技術革新等による暮らしや社会への影響について、将来に予測される課題などだけでなく、ポジティブな期待や見通し、こういつ

たものを中心に記載しております。また、7ページの下段には今回の改定の背景を記載しております。

8ページをご覧ください。本計画の構成は記載のとおりとしております。

11ページをご覧ください。「I. ビジョン～都市として目指す姿～」のほうのご説明に移らせていただきます。

初めに、基本理念につきましては、これまでの都市づくりの経緯と今後の社会変化を踏まえながら、多様性や包摂性を受け入れつつ、楽しみながら暮らし・働き・学べる、今も未来も住み続けたい都市を目指すとしております。

12ページをご覧ください。次に、都市ビジョンにつきましては、現行計画の自立するネットワーク都市を継承し、つながりたく魅力がある都市であること、つながることで魅力が高まる都市であること、つながりを通じてひとと地球の未来へ役割を果たす都市であることを都市として目指す姿としております。また、その意図を共有できるよう、中段にこれまでの自立するネットワーク都市とこれからの自立するネットワーク都市が目指す姿を記載しております。本審議会の意見としていただきました自立するネットワーク都市を分かりやすく伝えるべきなどのご指摘をいただきしております。これに対しましては、下段のほうにおきまして、本市が自立するネットワークとして目指す姿を、ひと、地域、広域、環境共生という観点で記載したものでございます。

13ページをご覧ください。こちらは都市ビジョンの実現のポイントを示したものとなります。自立するネットワーク都市を実現するためには、一人一人が思い描く様々な広がりを持つまちを舞台に、多様な主体とともにまちづくりを積み重ね、進めていくことが必要となります。まちでは、まちの基盤とまちのサービスの上でまちでの活動が行われております。これまで整備を進めてきたまちの基盤を磨き続けることに加え、今回の都市マスタープランで新たに様々な活動とつながる視点やまちをうまく使う視点や強化していくことを示しております。次のページに、これらの「つながる」「つかう」「みがく」で形成していくまちのビジョンのイメージをみんなのまちビジョンとして示しているものでございます。

では、14ページをご覧ください。こちらがみんなのまちビジョンとなります。意見聴取の一環として行いましたブレスト会議などの市民意見を踏まえまして、将来のまちに望まれる様々な場のイメージを図に書き込み、そこに人目線のまちの姿をセリフ調にして記載しているもので

ございます。また、後の「II. プラン～ビジョンを実現するための方針～」というものがございますけれども、そちらにつながるような絵を図外に抜き出して、魅力あるまちの未来として、よりイメージがしやすい絵となるように考え、示しているところでございます。

16ページをご覧ください。次に、将来都市構造についてご説明いたします。都市ビジョンである自立するネットワーク都市の実現のため、都市内外の連携の軸となる都市軸を格子状に構成し、その結節部に都市拠点を配置した骨格を継承し、拠点、交通体系、自然空間体系、市街地などの構成、この4つの要素で都市構造を構成して、集約型都市構造の構築を目指すものでございます。文章の下部には、4つの構成要素から成る将来の都市構造を1枚の図で表現した将来都市構造図を示しております。

17ページをご覧ください。将来都市構造を構成する4つの要素についてご説明いたします。

まず、(1)拠点につきましては、現行計画の将来都市構造における都市拠点、地区の構成と地区拠点を包含する要素として設けており、そこに身近な場(サイト)を新たに追加し、構成しております。都市拠点は現行計画の6つの都市拠点の位置づけを継承しつつ、各都市拠点の取組や事業進捗を踏まえたそれぞれが個性ある都市拠点の形成の方向性を示しております。

18ページをご覧ください。地区拠点につきましては、本市の合併の成り立ちの経緯でもある13地区を基本とし、利便性の高い地域を中心に配置しております。

身近な場(サイト)につきましては、暮らしやすさを高める場として、今回の改定により新たに設定するものでございます。徒歩圏などの生活や地域コミュニティなどの様々な範囲において、身近な交流や活動、サービスなどの場が地域の特性に応じて創発されることを目指すものでございます。

19ページをご覧ください。続きまして、(2)交通体系でございますけれども、拠点間や都市間を結ぶ都市軸に、交通の骨格となるラダー型の交通軸を形成することで、市内外の自由な交流、連携や都市活力の創造を支えることを示しております。そして、公共交通を維持、充実することで、環境負荷の低減や身近な移動を充実し、自家用車に過度に依拠せずに移動できる都市を目指すものとしております。

21ページをご覧ください。次に、(3)自然空間体系でございますが、次世代に引き継ぐ貴重な資源として自然空間を適切に維持・保全・活用

するとともに、自然環境の保全・活用と併せて、その多面的な機能をグリーンインフラとして積極的に利活用していくことを示しております。また、市街地においても、自然環境の持つ機能を積極的に取り込み、自然との共生、みどりの創出・充実を図ることを目指しております。

22ページをご覧ください。続きまして、(4)市街地等の構成についてでございます。これまで形成してまいりました市街地の構成を維持・継承するとともに、成熟社会にふさわしい市街地の更新と質的向上を目指すこととしております。ここでは、住居系の市街地、産業系の市街地、その他の地域に分類いたしまして、土地利用などを示した形成の方向性を示しております。

23ページから25ページをご覧ください。次にございますのが将来フレームでございます。改定計画の目標年次を2050年と設定いたしまして、想定する人口などを記載しております。人口につきましては、人口構造の変化が顕在化している中での目指す方向性として、社会情勢の変化に搖るがずに都市活力を創造できるよう、多様な連携、共創の観点で取組を進める旨を記載しております。土地利用につきましては、都市的・土地利用と自然的・土地利用の構成比を維持し、都市的・土地利用内においても、自然環境の持つ機能を積極的に取り込むことなどを記載しております。環境につきましては、都市全体における脱炭素社会、循環型社会の形成に向け、温室効果ガスの排出抑制の推進などを記載しております。また、新たに防災の項目を追加し、安全・安心な社会の形成に向け、災害リスクの区域の拡大抑制と被災後の速やかな復旧・復興に向けた事前の取組の推進について記載しております。

ビジョンの説明については以上でございます。

続いて、「II. プラン～ビジョンを実現するための方針～」でございます。

29ページをご覧ください。都市プランでは、自立するネットワーク都市を実現するため、0から6に掲げる基本方針により、都市づくりを進めます。ひとつつながるまちづくりの方針は、今回の改定で新たに追加したもので、様々な活動とつながる視点とまちをうまく使う視点を高めながら、まちづくりを進めることを基本とし、多様な主体とともにまちづくりを進めます。0には基本という意味や輪の中心という意味を持たせております。この方針と6つの基本方針を掛け合わせながら、まちづくりを進めてまいります。本審議会の意見としていただきました、ひとつつながるまちづくりの方針を分かりやすく示してほしいというご指摘は、こちらにて対応しております。

30ページをご覧ください。ここからは、6つの基本方針の内容についてご説明いたします。まず、住みよさを育む都市づくりでは、従来からの13地区でのまちづくりに加えて、身近な暮らしの圏域を単位として、多様な活動やつながりを生かしたきめ細かなまちづくりを通じ、人に寄り添った都市づくりを進めていくこととしております。ここでは、日常生活圏域に必要となる都市機能を集積してきた地区拠点と合わせて、身近な暮らしの圏域に応じたサービスや日常生活に密接となる交流など、暮らしやすさを高める身近な場を地域主体で創発していくことを特に追加しております。

31ページをご覧ください。こちらは、住みよさを育む都市づくりの方針図となります。13地区の区分に加え、様々な圏域の中心となり得る地区拠点やコミュニティ施設等の位置、身近な場の創出を促進する地域などを示した図としております。

32ページから33ページをご覧ください。続いて、活力を創造する都市づくりにつきましては、本市の6つの都市拠点の個性を磨くとともに、自然や歴史・文化にひもづく魅力をより高めることで、多様な活動や交流を呼び込み、継続的に活力を生み続ける都市を目指すものとしております。また、これまでに築き上げてきた都市基盤や公共空間、サービスなどを一層充実し、引き続き交通結節機能の向上図ることで、人や産業が力を発揮しやすく、連携しやすい環境を形成し、さらに活力を高める都市づくりを進めるものとしております。本審議会の意見としていただきましたスポーツに関する記載の充実を図ることについては、(3)の一番下にございます項目にて対応しております。

34ページをご覧ください。活力を創造する都市づくりの方針図として、本市の活力を支える6つの都市拠点と都市軸に加え、各種産業と関わる市街地の構成や施設の配置を図に示しております。

35ページをご覧ください。次に、地球環境に貢献する都市づくりにつきましては、都市環境の向上、脱炭素化やエネルギー循環に配慮し、人が自然に親しみ、流れを持てるように取り組むことで、多様な主体との共創の下、未来に向けて都市や地球の環境再生に寄与していく都市づくりを進めるものとしております。

36ページをご覧ください。地球環境に貢献する都市づくりの方針図として、市内の三大谷戸や大規模な公園・緑地など、緑に関わる拠点を示すほか、市街地における緑化や環境配慮の方向性を図に表現しております。

37ページから38ページをご覧ください。続いて、強さとしなやか

さを備えた都市づくりについては、津波や洪水などの災害リスクが高い地域への多岐にわたる災害被害をゼロにしていくことは難しく、被害を最小限に抑える取組や復興への事前準備、災害時にも都市機能を維持できるための取組を進め、日頃からのまちづくりを都市の強靭さにつなげる都市づくりを進めるものとしております。

39ページをご覧ください。強さとしなやかさを備えた都市づくりの方針図として、治水対策を進める河川、避難路や輸送路、先導的に災害対策を進める地域等を示しております。

40ページをご覧ください。次に、美しさに満ちた都市づくりについては、豊かな自然に加え、計画的に配置した骨格的な交通網や都市拠点をはじめとした都市構造を継続的に築き上げ、歴史・文化及び地形との調和を図り、培ってきた都市の美しさを地域と多様な主体でさらに洗練し、未来に引き継いでいくことのできる都市を目指しております。

41ページをご覧ください。美しさに満ちた都市づくりの方針図として、公園緑地や谷戸、河川などの資源や地区計画や風致地区などの区域拠点の配置など、都市の美しさに資する要素の位置や分布を図に示しております。

42ページから43ページをご覧ください。続いて、連携と挑戦の都市づくりについては、本市が持つ挑戦できる下地を生かしながら、デジタル技術等に代表される新技術の導入にも積極的に取り組むことで、人やまちの世界を広げ、新たな価値やイノベーションの創出につなげ、情報的・技術的連携に常に挑戦をし続けるとともに、それらを支える都市基盤を継承することができる都市づくりを進めるものとしております。

44ページをご覧ください。連携と挑戦の都市づくりの方針図として、広域的なネットワークや本市と隣接市町の拠点の関係性を図に示しております。

以上が「II. プラン～ビジョンを実現するための方針～」における都市プランの説明となります。

45ページをご覧ください。次に、13地区プランをご説明いたします。この13地区プランは、全地区共通で取り組むまちづくりの基本方針を示すとともに、各地区プランでは、身近な地域のまちづくりの基本方針として、地区ごとの特性に応じたまちづくりの方向性を示しております。身近な地域のまちづくりの積み重ねにより、個性あるまちの形成を進めます。

46ページから47ページをご覧ください。基本方針として、(1)地区まちづくりの推進では、地域で進めるまちづくりの方針として、地区

で持つまちの特性や課題を踏まえ、地域資源を生かしながら身近な地域のまちづくりを進めます。また、(2)全地区共通で進める地区まちづくりの方針として、土地利用と道路・交通基盤に係る共通の方針を掲げております。

1)適切な土地利用の誘導では、土地利用類型に応じた土地利用の方針を定めており、住宅系ゾーン、自然・田園等のゾーン、産業系ゾーンと大きく区分し、方針を記載しております。

48ページをご覧ください。2)道路・交通基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路の方針や、公共交通では、公共交通の維持・強化等の方針を記載しております。

49ページをご覧ください。共通方針図は、土地利用類型に応じた土地利用方針などを図として表したものとなっております。

52ページをご覧ください。ここからは地区ごとのプランとなります。各地区の共通の方針となる事項は、都市プランまたは基本方針に移行し、現行計画の8ページの構成から4ページの構成に変更し、余白を残したスリムな計画としております。地区ごとのプランについては、これまで各地区の市民で構成される郷土づくり推進会議を中心に説明を行い、計画案を作成してまいりました。

ページは飛びまして、96ページをご覧ください。ここでは、遠藤地区を参考に説明いたします。

まず、地区の現状と特性について、ひとでは、人口や年齢構成の動向を記載しております。まちでは、北部工業開発計画等のまちづくりの経緯や健康と文化の森構想に基づくまちづくりの取組について記載しております。また、資源では、遠藤笹窪谷などの自然資源、市民スポーツを支える秋葉台公園、一体的なまちづくりを進めている慶應義塾大学等を記載しております。本審議会の意見としていただきました秋葉台公園がスポーツの拠点であることを加えたらどうかというご指摘は、こちらにて対応しております。

97ページをご覧ください。こちらは地区資源マップでございます。各種まちづくりルールや自然資源、地域資源などをプロットしたマップになります。

98ページをご覧ください。続いて、地区まちづくりの方針についてご説明いたします。1、地区の将来像は、現行の都市マスターplanを継承し、おおむね同じ将来像としております。次に、2、まちづくり方針では、地区の特性に応じた方針を示しており、遠藤地区では、「健康と文化の森」を中心とした質の高い拠点空間の形成と、交流の創出などを

掲げております。

99ページをご覧ください。こちらは、地区のまちづくり方針図でございます。土地利用ゾーンや都市計画施設等を示しております。

52ページから103ページまで同様の形で13地区プランを記載しております。

「II. プラン～ビジョンを実現するための方針～」の説明は以上となります。

次に、「III. プロセス～プランを実行する進め方～」でございます。

107ページをご覧ください。プロセスでは、自立するネットワーク都市の実現に向け、プランを実行する進め方で描いたまちづくりを推進するため、「つながる」「つかう」から生まれる新たな価値やアイデアをまちの基盤を「みがく」に積極的に取り組むことを目指して、共創のまちづくりを進めてまいります。

108ページから109ページをご覧ください。つながると題したまちづくりを通じて共創に向けた連携体制づくりでは、まちを舞台とする様々な活動とまちがつながり、多様な主体間や世代間での連携・交流を深め、共創のまちづくりを推進いたします。共創のまちづくりの推進といたしまして、まちづくりにおける共創を生み出し、まちづくりに関心を持つきっかけづくりや共創のまちづくりにつながるきっかけづくりを進めること、また、まちづくりプラットフォームによる連携体制の構築として、まちづくりの目的や役割、段階等に応じて関係する主体の関わり方に応じた柔軟なプラットフォームの構築を目指してまいります。

110ページをご覧ください。つかうと題したまちの基盤を活用する仕組みづくりでは、まちをうまく使うことにより、効果的な活動やサービスの実現を目指してまいります。都市構造・都市機能を活用したサービスの効果的、効率的な展開や、まちのストック・資源である公共空間の多様な使い方などを推進いたします。また、多様なまちの利用者と共にまちの使い方を考えるまちづくりや、まちづくりに関する情報をオープンデータ化するなど共創のための環境構築を進め、情報の活用促進を図ってまいります。

111ページから113ページをご覧ください。みがくと題した多様な主体とともに進めるまちづくりでは、まちの基盤を「みがく」ことにより、多様な主体がつながりたくなるような魅力あるまちづくりを推進いたします。そして、「つながる」と「つかう」とから生まれる新たな価値やアイデアを生かし、さらなるまちの「みがく」につなげ、魅力を高める都市づくりを推進いたします。そのために、将来都市構造の

根幹となる主要プロジェクトについて、多様な主体とともに推進することで自立するネットワーク都市の実現を図ってまいります。主要プロジェクトといたしましては、いつまでも魅力ある都市拠点、広域交通体系の整備、都市を支える自然環境と都市基盤の持続可能な維持、地域の特性を高める土地利用制度の戦略的取組を推進することとしております。

114ページをご覧ください。こちらは進行管理でございます。自立するネットワーク都市の実現に向け、都市の動向や施策の進捗状況を把握するため、総合的な指標と主要プロジェクトの進行管理と評価を行い、必要に応じ、本計画の見直しを検討いたします。本審議会においては、おおむね5年を目安に市で行った進行管理の結果をご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

115ページをご覧ください。こちらは総合的な指標の設定例でございます。ひとつつながるまちづくりについて新たに指標を設けるとともに、地球環境に貢献する都市づくりや強さとしなやかさを備えた都市づくりに対応する指標を見直しております。

116ページをご覧ください。こちらは、これから藤沢都市計画の考え方でございます。今後、本市を取り巻く環境が変化した場合にも、これまで築いてきた都市構造を生かしながら、時代に合った魅力と活力のある都市を目指してまいります。

「III. プロセス～プランを実行する進め方～」の説明は以上となります。

また、最後に117ページから巻末資料を掲載しております。

以上で資料3-2の説明を終わります。

続いて、資料3-3、今後のスケジュールをご覧ください。本計画の改定に当たっては、市民等からの意見を踏まえ、藤沢市都市マスタープラン策定協議会や庁内調整会議において検討を進めております。本審議会においては、これまでの検討状況についてご報告させていただくとともに、助言等を得て検討を進めてまいりました。今回のご報告は素案となり、次回審議会では最終的な案をご提示し、本計画の改定を行う予定となります。本日いただくご意見や今後実施するパブリックコメントの意見等を踏まえて、修正等を反映し、案を取りまとめてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

高見沢会長

丁寧なご説明をありがとうございました。事前にファイルでは頂いておりましたがこうやって手に取って、聞いて初めて気がついたということもあります。予定時刻まであまり時間がありませんが、こ

の場でご発言のある方、ご質問等も含めてお願ひいたします。

中西委員

ありがとうございます。とても関心あるところでですので、丁寧にご説明いただきまして、いろいろ分かりました。

感想レベルなので、この場で回答をいただかなくとも結構です。まず、感想で言うと、「みがく」という言葉がなかなか面白いなとは思っていて、前回よりもかなりそれが押し出されたように思います。それが多分、藤沢市の都市マスターPLANの特徴出しという意図もあると思っていますが、一方で、あまり今までの経緯を知らずに「みがく」という言葉を見ると、「みがく」はあまりつくり出すイメージがないので、若干、抽象度が高いというか、飲み込むのに時間がかかると思いました。今からこれをやめるというのではないと思うのですが、そのあたりのご説明がもう少し追加されてもいいのかなと思いました。

2点目は、私としては重要と思いますが、都市づくりという言葉とまちづくりという言葉が混在していて、たしか私が前回指摘させてもらったと思います。意見への主な対応についてのところでも、都市づくりとまちづくりの言葉の定義がよく分からない、これは私が発言したような気がしますが、それがある程度整理されてはいるものの、素案の29ページ以降で、方針の見出しには、0以外は都市づくりと書いてあり、個別のところでは「～のまちづくり」と書かれています。すると、都市づくりは大きな方向の話で、まちづくりは個別の施策みたいな使い分けになり、行政がやる都市づくりといろんな主体が取り組むまちづくりというご説明とは使い方がそぐわないような気がしています。そこは違和感があります。

かといって、これを大きく変えるわけにはいかないと思いますが、方針の中の(1)、(2)、(3)についている個別のタイトルに、すべて「まちづくり」とつける必要はないのではないかと思います。例えば、33ページの(3)だけ場づくりになっていて、それから、42ページの(3)も違いますが、それ以外は全部まちづくりがついています。無理やりまちづくりをつけることで、かえって、齟齬が生じているような気がしています。まちづくりが必要なところはつけて、そうでないところは、例えば「湘南・藤沢景観を育む」等にする方が、すっと飲み込めそうな気がしますので、都市づくり、まちづくりの使い分けという観点からご検討いただければと思いました。

もう1点、これはリクエストに近いのですが、指標設定と進行管理はどこでやるのかと思ったときに、114ページでご説明がありました  
が、都市計画審議会に出てくるのは5年に1回のことでした。そうな

ると、その頻度で出されてもそこまでの議論に着いていけなくて、あまり助言とかができるなそうな気がしました。したがって、報告レベルでは1年に1回ぐらい、このような指標を設定して、こう進んでいますという報告があつて、見直し等、議論をしっかり行つう場は5年に1回などにしていただくと良いのではないかと思いました。そうでないと、5年間はずっと部署内部でだけ検討して、実際に都市計画の効果がどうなのかというのを都市計画審議会の委員が考える機会が与えられないという感じがしたので、もう少し頻度を上げてもらえたほうが良いと考えました。

意見ですので、この場で特段の回答は結構ですが、お伝えしたいと思いました。

高見沢会長

やり取りしていると時間が無くなってしまうため、これを踏まえてやつていただければと思います。特に今回、2050年という超長期の計画となっていますので、今の5年に1回というのも、25年を毎年はつらい感じもあるかと思いますので、その辺りの適切な進行管理について、考えていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

塚本委員

こちらも意見としておきます。14、15ページに、みんなのまちビジョンがありますが、イラストで見て、1時間でも見ておきたいぐらい、本当にわくわくしてくるものだと思います。一方で、25年間の年次目標でのビジョンとなると、もう少し未来性が欲しいなと思いました。下段のところに、「ドローンタクシーや自動運転のモビリティなど新しい技術が徐々に実装され、より便利になっています」と書いてくれていますけれども、文字で見るよりも絵で見るほうが一目瞭然なので、空を飛んでいるのは鳥しかいないため、ぜひ車でも飛ばしてもらえるとありがたいと思います。

高見沢会長

ご意見ということで、踏まえていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

渡邊委員

意見というか、感想みたいなものですが、前回見せていただいたものから大きく変わってきて、短い間によくここまで作ったものだと思いました。特に、6つの方針に「+α」で挙がっていたところが、これからは都市マスタープランの核で、新しいところであると、前回申し上げさせていただきましたが、それがまた一步進んで、「輪」と少し角度を変えたのは非常に面白いなと思いました。市民もこれを見て、ちょっと新しいものを感じるのではないかと個人的には思いました。

その一方で、委員が言われた「つながる」「つかう」「みがく」の「み

がく」は、読んでも消化不良になるので、「みがく」の中身とか表現の仕方をどうしていくのかというのが一つ課題になると思いました。これは個人的な意見ですが、都市基盤にフォーカスしているものであるならば、市民レベルでいうと、夢のある話ではありませんが、一番注目しやすいのは防災、安全です。都市基盤をもう1回つくり直す、磨き直すという意味で防災、安全をここに持ってきててもいいと個人的には思いました。

環境の分野のところに、三大谷戸が中核として入ってきたのは、個人的には環境の軸ができるということで非常に楽しみに感じました。

もう一つ、すごく個人的な意見ですけれども、未来系で将来のビジョンを描くところですが、やはり歴史・文化というのも大事で、5番の方針の美しいまちをつくっていくというところに、藤沢の歴史・文化、特に遊行寺周辺の歴史遺産みたいなものを何かフォーカスできないのかと思いました。

最後に、井桁の交通網を発展させていく、これは分かりやすい表現だとずっと思っていましたが、井桁を斜めに走っていく都市計画道路藤沢石川線がありますが、図にはありません。亀井野二本松線が図に入っていますので、藤沢石川線を入れても面白いと思いました。

高見沢会長

相澤委員

ありがとうございました。では、相澤委員、お願いします。

25年後の世界ということを大前提にして考えて、お話をさせていただきます。

全体の基本理念と、都市ビジョンの実現のポイントというところについて、少しお話をさせてもらいたいと思います。14、15ページの絵が、未来を想い描く絵だと思います。基本理念の中でも、都市ビジョン実現のポイントの中でも、人口の推移、人口構成の変化と環境の保全に向けてと、その中で社会状況の変化を適切に捉えた都市基盤の微調整や維持更新、これが活力を高め、環境配備、災害への備え、多様性や包摂性のある社会というような形でつながってくると思います。しかしながら、絵を見ていますと、本当に都市基盤の微調整だけでこの絵が実現するのかなと思います。

それから、自然空間体系というのは3つのグリーンインフラと定められておりますが、これからは、中心市街地の緑化、自然環境の整備が大事な世界になってくると思います。これは藤沢の南もそうですし、村岡新駅もそうですし、いろいろなところや拠点拠点でそういう意味での緑を中心とした空間が必要です。または、人を中心としたという言い方でもいいと思います。人を中心とした都市空間、緑化空間、今までの交通

広場の在り方という考え方ではなくて、新たな空間というのをこれからつくっていかないと、人口減少、高齢化していく中では、人が集まってこないと思います。集まる大きな要素としては、やはり緑だと思います。そのため、そこが全体的に少し足りないのではないかと思います。そういうことを微調整と表現しているのかは分からないです、私が言った今までのそういう空間を変更していく、変えていくという中での微調整だとすると、少し違うのではないかと感じました。

高見沢会長

鈴木委員

ありがとうございます。

「藤沢市西北部地域のまちづくり」というパンフレットがホームページに載っていたため、出力してきました。藤沢市の都市整備部西北部総合整備事務所と書いてありますけれども、これが写真入りで、図も入れていて、非常に分かりやすいと思いました。都市マスタープランの14ページ、15ページの絵を見ると非常に分かりやすいとは思いますが、このように写真や図をうまく載せていくと、非常に分かりやすいものになって、市民の方が見てもいろいろ考えることができるのではないかと思いました。

小川委員

115ページの指標例について伺います。例えば、4番の強さとしなやかさについて、3つの指標が挙げられています。これは上に書いてあるように、分野別計画によって進行管理をするということですが、5ページの分野別計画にライフラインとか、住宅とか、道路に関する計画が入っているかというと、そうでもなさそうに見え、個別計画の一番上の国土強靭化地域計画に入っているのかと思いました。しかし、この指標がどの程度進んだら目標につながるのか、どういう要因でそれがつながっているのかということがないと、目標に対してどこまで進んだのかが分かりません。個別の指標だけ述べられても難しいため、国土強靭化地域計画の推進の中で、どのようにしたら防災のまちづくりができるかというようなことを経年的に確認しながら、それを進めることを調整する会議などを、市役所の中で開催していくものなのでしょうか。目標設定をして、指標はこれといって出されても、どこまでやっていいのか、何をやっていいのか、それがどういう効果を及ぼすかという流れが見えなかつたため、そのところを教えていただけすると、安心できると思います。

事務局

この指標については、記載させていただいているとおり、一つの例として挙げております。例で挙げているのが、比較的、数値的に見やすいもののほうがより進捗の状況が分かりやすいという観点で挙げさせていただいておりますので、これに限定しているという考え方ではないとい

うことをお伝えしたいと思います。先ほど、5年に一度の報告では、スパンが長いというようなお話もありましたので、例えば、途中の報告の中でもご意見いただきながら、こういった指標もあるとよろしいのではないか等、そのようなご意見を踏まえながら、指標について精査していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

小川委員

指標を出せばいいという問題ではなく、その指標がどのくらいになつたら、ある程度目標を満足しているのか、というプロセスを検討する場がなくて、個別の道路がたくさんできればいいのか、どのくらいできればいいのかという話がここにないため、その話を伺いたいのです。

事務局

それにつきましては、先程の説明と少しずれてしまうところもありますが、進行管理の中で、個別の指標についても確認は行なっていますが、この指標の結果を一括で確認していくような形で、目標とは捉えていないものとなります。藤沢市という都市の動向がどのようにになっているか、世の中のトレンドと同じような変化をしてきているのか、少し違う方向にずれていっていないのか等を確認するものと捉えており、この都市マスターplan自体が有効なのかを確認していくというような指標と考えております。その結果、この都市マスターplanを使い続けていいのか、もしくは、あまりにズれているので、一部見直すのか、改定するのかというようなことを、その先に検討するための指標と捉えております。

小川委員

おおむね分かった気がしますが、平均値が外とずれているか、ずれていないかを確認することが目的で、これが目標とすべき都市像だということではないということですか。

事務局

言葉が足りませんでしたが、この指標が幾つだから目標を達成したという捉え方はしないと考えております、我々が目指している「自立するネットワーク都市」について、現時点で2050年に何がどれだけあればいいのか、というところまで設定できない部分がございます。大きく捉えて、将来都市構造に向かってこういうまちづくりをしていくという方針が、我々がこのような幾つかの指標を総合的に見てきた中で、藤沢市の都市はこの方向でこのまま進んでいいのかという、その先の評価をするときの前段のものと捉えております。

小川委員

分かりました。どうもありがとうございます。個別計画の委員会で、進捗状況とか目標設定をしてやっていき、そこから少ししたところで、ディスカッションしてほしいということであれば、よく分ります。

事務局

まさにそのとおりで、その説明が抜けておりました。この先に、本計画に基づいて様々な個別計画がございますので、それぞれの個別計画に

て目標設定していくという形になります。

高見沢会長 ありがとうございました。

この時点でこれだけはこの場で発言したいという方がいましたら、手を挙げてください。よろしいでしょうか。時間切れとなってしまいましたが、まだ時間はございますので、個別に言っていただくな、パブリックコメントも含めて、あるいは地域の方々と一緒にということも含めて、ぜひいろんな意見を出していただければと思います。

報告ということですので、議事についてはこれで終了ということなります。ご協力ありがとうございました。

高見沢会長 それでは、次第5「その他」として委員の皆様から意見、あるいは要望などがございましたらお願ひいたします。よろしいですね。

ないようですので、マイクを事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

次回、第194回藤沢市都市計画審議会でございますが、令和8年2月19日を開催予定しております。詳細につきましては後日ご案内いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、閉会に当たりまして、計画建築部長の三上からご挨拶申し上げます。

三上部長 本日も、長時間にわたりまして、ご審議をいただきありがとうございました。緑地の案件に續いて都市マスター プランの報告をさせていただいたということで、その緑地に関連したこととも、ある程度、都市マスター プランでお示しができたのではないかと思います。先ほど、三大谷戸のお話もございましたが、緑の構造と都市の構造がしっかりと重なっているというところをご確認いただければと思いました。

また、「みがく」と「微調整」という言葉についてですが、これはとても重要な部分で、特に「微調整」という言葉は初めて使った言葉でございます。これまで、都市拠点を中心とした都市構造をしっかりとつくりってきたということを踏まえ、その上に立っての今後の方向性として、しっかりとつくり終えなければならないということが非常に重要だと考えております。これと併せて、そこで活動する皆様からの様々なフィードバックのもと、その都市基盤を磨いていくという観点でございます。

これについて、「みがく」という言葉では「つくっていく」という部分をなかなか感じられないということが、中西委員からいただいたご指摘だと思いました。補足の説明も必要かと感じ、少し吟味しなければいけ

ないと考えておりますが、まずは、この段階で「素案」とさせていただき、パブリックコメント等のご意見も頂戴しながら、「案」としてつくり上げ、またこの場で諮問をさせていただくということになろうかと思います。よろしくお願ひいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

午後0時04分 閉会